## デジタル推進委員

# ポータル画面

## 操作説明書

## 目次

<b>ログイン画面</b>
<b>ログイン手順</b>
<b>新規任命の応募手順(会員登録)</b> 7
<b>パスワードを忘れた場合</b>
<b>アカウントがロックされた場合</b> 40
<b>マイページ画面</b>
プロフィール画面
<b>登録内容の変更手順</b>
<b>ログイン用メールアドレスの変更手順</b>
<b>活動状況一覧画面</b>
活動状況の新規登録手順
お知らせ画面
ご意見ボックス画面
ご意見ボックスの利用手順

#### ログイン画面



(1) ID: アカウント作成時に登録したメールアドレスを入力します。

- (2) パスワード:アカウント作成時に設定したパスワードを入力します。
   ※半角英大文字・小文字、数字、記号をそれぞれ最低1文字ずつ、10文字以上
   ※使用できる記号: #?!@\$%^&\*-
- (3) 目のアイコン:押下することで、パスワードの表示を伏字(●●●)から現在の入力内容に切り 替えることができます。
- (4) パスワードを忘れた:パスワードを忘れた場合、アカウント作成時に登録したメールアドレスを入力して、パスワード再設定の手続きを進めることができます。
- (5) ログイン: 押下することで、ログイン処理を行うことができます。
- (6) 新規任命の応募:押下することで、新規任命の応募手続きを進めることができます。

## ログイン手順

※以下の画像以外の画面が表示された場合は、最初からやり直してください。 ※スマートフォンで操作する場合、画像と異なる場合があります。

	<sup>デジタル庁</sup> Bytaf Agency <b>デジタル</b> 推進委員
	$ \begin{array}{c}         D \\         sample@example.com \\                                    $
ログイン	または 新規任命の応募
▶ (	(4)

- 1. (1)[ID] にアカウント作成時に登録したメールアドレスを入力します。
- (2)[パスワード] にアカウント作成時に設定したパスワードを入力します。
   ※入力したパスワードを確認したい方は、(3)[目のアイコン] を押下してください。
- 3. (4)[ログイン] を押下して、次の画面に進みます。

	<sup>デジタル庁</sup> <sup>Dufat Aperty</sup> デジタル 推進委員
ЕХ-Л	ルまたはパスワードが違います。
sample@exa	ample.com
パスワード	$\odot$
	<u>パスワードを忘れた</u>
ログイン	または 新規任命の応募

※画像のように画面が表示されたら、(1)[ID] と(2)[パスワード] を確認して、やり直してください。

デジタル推進委員	
マイページ	
ログインしました。	
<sup>テジタルオ</sup> デジクル 推進委員	
任命状(PDF)を表示する	
プロフィール	>
■ 活動状況一覧	>
伊 お知らせ	>
▶ ご意見ボックス	>
<u>プライバシーポリシー</u>	
同意書	
ログアウト	

4. 画像のように画面が表示されたら、ログイン処理が正常に行われたことになります。

## 新規任命の応募手順(会員登録)

※以下の画像以外の画面が表示された場合は、最初からやり直してください。

※スマートフォンで操作する場合、画像と異なる場合があります。

<sup>デジタル庁</sup> <sup>Digital Agency</sup> <b>デジタル</b> 推進委員	
ID	
sample@example.com	
パスワード	
$\odot$	
<u>パスワードを忘れた</u>	
ログイン または 新規任命の応募	
▶ (1)	

1. (1)[新規任命の応募]を押下して、次の画面に進みます。

		<b>新規任命の応募</b> 1/6	
		活動の種別を選びます	
	<i>a</i> :	なたが実施する予定の活動の種別を選んでくだ	さい。
	デジタル推進委員	デジタル推進よびかけ員	戻る
	▶(2)	• (3)	
2.	(2)[デジタル推進委員]、	(3)[デジタル推進よびかけ員]の	)中で、実施する予定の活動の種別を

押下して、次の画面に進みます。

新規任命の応募 2/6 プライバシーポリシーならびに同意書を確認し、同意される方 のみ、「同意」にチェックを入れて次の画面に進んでくださ い。 《プライバシーポリシー》 プライバシーポリシー(デジタル推進委員等) 1.このプライバシーポリシーについて デジタル庁(以下「当庁」といいます。)は、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル社会」を実現する タル機器・サービスに不慣れな方等に対する国民の理解を深め、きめ細かなサポート等を行うことに関する国民 めることを目指し、「デジタル推進委員等」ないいます。)の任命をしています。 デジタル推進委員等のプライバシーに配慮し、適切に個人情報を取り扱うに当たって、個人情報の保護に関する 」 5年注律第57年、以下「個人情報保護法」といいます。)に基づき、ニのプライバシーポリシーを定め、個人情報	ため、デジ
2/6 プライバシーポリシーならびに同意書を確認し、同意される方 のみ、「同意」にチェックを入れて次の画面に進んでくださ い。 《 プライバシーポリシー》 プライバシーポリシー(デジタル推進委員等) 1. このプライバシーポリシーについて デジタル庁(以下「当庁」といいます。)は、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル社会」を実現する; タル機器・サービスに不慣れな方等に対する国民の理解を深め、きめ細かなサポート等を行うことに関する国民 めることを目指し、「デジタル推進委員等」募集要項」(令和4年5月30日)に基づき、デジタル推進委員及び 進よびかけ員(以下「デジタル推進委員等」ましいます。)の任命をしています。 デジタル推進委員等のプライバシーに配慮し、適切に個人情報を取り扱うに当たって、個人情報の保護に関する; 15年注律第57年、以下「個人情報保護注」といいます。)に基づき、このプライバシーポリシーを定め、個人情	ため、デジ
プライバシーポリシーならびに同意書を確認し、同意される方 のみ、「同意」にチェックを入れて次の画面に進んでくださ い。 《プライバシーポリシー》 プライバシーポリシー(デジタル推進委員等) 1.このプライバシーポリシーについて デジタル庁(以下「当庁」といいます。)は、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル社会」を実現する; タル機器・サービスに不慣れな方等に対する国民の理解を深め、きめ細かなサポート等を行うことに関する国民 めることを目指し、「デジタル推進委員等」第集要項」(令和4年5月30日)に基づき、デジタル推進委員及び 進よびかけ員(以下「デジタル推進委員等」といいます。)の任命をしています。 デジタル推進委員等のプライバシーに配慮し、適切に個人情報を取り扱うに当たって、個人情報の保護に関する;	ため、デジ
のみ、「同意」にチェックを入れて次の画面に進んでくださ い。 《 プライバシーポリシー》 ブライバシーポリシー(デジタル推進委員等) 1. このプライバシーポリシーについて デジタル庁(以下「当庁」といいます。)は、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル社会」を実現する; タル機器・サービスに不慣れな方等に対する国民の理解を深め、きめ細かなサポート等を行うことに関する国民 めることを目指し、「デジタル推進委員等 募集要項」(令和4年5月30日)に基づき、デジタル推進委員及び 進よびかけ員(以下「デジタル推進委員等」といいます。)の任命をしています。 デジタル推進委員等のプライバシーに配慮し、適切に個人情報を取り扱うに当たって、個人情報の保護に関する; 15年注律第57号 以下「個人情報保護注」といいます。)に基づき、ニのプライバシーポリシーを定め、個人情	ため、デシ
い。 《 プライバシーポリシー》 プライバシーポリシー(デジタル推進委員等) 1. このプライバシーポリシーについて デジタル庁(以下「当庁」といいます。)は、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル社会」を実現する; タル機器・サービスに不慣れな方等に対する国民の理解を深め、きめ細かなサポート等を行うことに関する国民 めることを目指し、「デジタル推進委員等 募集要項」(令和4年5月30日)に基づき、デジタル推進委員及び 進よびかけ員(以下「デジタル推進委員等」といいます。)の任命をしています。 デジタル推進委員等のプライバシーに配慮し、適切に個人情報を取り扱うに当たって、個人情報の保護に関する; 15年注律第57号 以下「個人情報保護注」といいます。)に基づき、このプライバシーポリシーを定め、個人情	ため、デシ
《 プライバシーポリシー(デジタル推進委員等) 1. このプライバシーポリシーについて デジタル庁(以下「当庁」といいます。)は、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル社会」を実現する; タル機器・サービスに不慣れな方等に対する国民の理解を深め、きめ細かなサポート等を行うことに関する国民 めることを目指し、「デジタル推進委員等 募集要項」(令和4年5月30日)に基づき、デジタル推進委員及び 進よびかけ員(以下「デジタル推進委員等」といいます。)の任命をしています。 デジタル推進委員等のプライバシーに配慮し、適切に個人情報を取り扱うに当たって、個人情報の保護に関する; 15年注律第57日、以下「個人情報保護注」といいます。)に基づき、このプライバシーポリシーを定め、個人情	ため、デシ
プライバシーポリシー(デジタル推進委員等) 1. このプライバシーポリシーについて デジタル庁(以下「当庁」といいます。)は、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル社会」を実現する; タル機器・サービスに不慣れな方等に対する国民の理解を深め、きめ細かなサポート等を行うことに関する国民 めることを目指し、「デジタル推進委員等 募集要項」(令和4年5月30日)に基づき、デジタル推進委員及び 進よびかけ員(以下「デジタル推進委員等」といいます。)の任命をしています。 デジタル推進委員等のプライバシーに配慮し、適切に個人情報を取り扱うに当たって、個人情報の保護に関する; 15年注律第57日、以下「個人情報保護注」といいます。)に基づき、このプライバシーポリシーを定め、個人情	ため、デシ
1. このプライバシーポリシーについて デジタル庁(以下「当庁」といいます。)は、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル社会」を実現する; タル機器・サービスに不慣れな方等に対する国民の理解を深め、きめ細かなサポート等を行うことに関する国民 めることを目指し、「デジタル推進委員等 募集要項」(令和4年5月30日)に基づき、デジタル推進委員及び 進よびかけ員(以下「デジタル推進委員等」といいます。)の任命をしています。 デジタル推進委員等のプライバシーに配慮し、適切に個人情報を取り扱うに当たって、個人情報の保護に関する; 15年注律第57号 以下「個人情報保護注」といいます。)に基づき、このプライバシーポリシーを定め、個人情	ため、デシ
デジタル庁(以下「当庁」といいます。)は、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル社会」を実現する; タル機器・サービスに不慣れな方等に対する国民の理解を深め、きめ細かなサポート等を行うことに関する国民 めることを目指し、「デジタル推進委員等 募集要項」(令和4年5月30日)に基づき、デジタル推進委員及び 進よびかけ員(以下「デジタル推進委員等」といいます。)の任命をしています。 デジタル推進委員等のプライバシーに配慮し、適切に個人情報を取り扱うに当たって、個人情報の保護に関する? 15年注律第57号 以下「個人情報保護注」といいます。)に基づき、このプライバシーポリシーを定め、個人情	ため、デジ
タル機器・サービスに不慣れな方等に対する国民の理解を深め、きめ細かなサポート等を行うことに関する国民 めることを目指し、「デジタル推進委員等 募集要項」(令和4年5月30日)に基づき、デジタル推進委員及び 進よびかけ員(以下「デジタル推進委員等」といいます。)の任命をしています。 デジタル推進委員等のプライバシーに配慮し、適切に個人情報を取り扱うに当たって、個人情報の保護に関する 15年注律第57日、以下「個人情報保護注」といいます。)に基づき、このプライバシーポリシーを定め、個人情	
めることを目指し、「デジタル推進委員等 募集要項」(令和4年5月30日)に基づき、デジタル推進委員及び 進よびかけ員(以下「デジタル推進委員等」といいます。)の任命をしています。 デジタル推進委員等のプライバシーに配慮し、適切に個人情報を取り扱うに当たって、個人情報の保護に関する》 15年注律第57日 以下「個人情報保護注」といいます。)に基づき、このプライバシーポリシーを定め、個人情	の意識を認
進よびかけ員(以下「デジタル推進委員等」といいます。)の任命をしています。 デジタル推進委員等のプライバシーに配慮し、適切に個人情報を取り扱うに当たって、個人情報の保護に関する》 15年注律第57号 以下「個人情報保護注」といいます。)に基づき、このプライバシーポリシーを定め、個人情	デジタル打
アンダル推進会員寺のノフイハンーに配慮し、週切に個人情報を取り扱うに当たっし、個人情報の保護に関する; 15年注律第57年 以下「個人情報保護注」といいます)に基づき このプライバシーポリシーを定め 個人情	
	去律 (半)
管理・保護に努めると共に、デジタル推進委員等に関連する個人情報の取扱い(即得、利用、及び提供を含みま	すがこれに
ILEN ST. LITT A TELLING MEMORY, LITTARY, LITTARY, LITTARY, LITTARY, ST. S.	
《同意書》	
デジタル推進委員又はデジタル推進よびかけ員(以下「デジタル推進委員等」といいます。)として活動するに 	当たっての
回息事項を次のとおり走める。	
1. 「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル社会」の実現のため、デジタルに不慣れな方に対する理解を招	寺ち、きめ
細やかな対応を自らのできる範囲で心掛けること。	
2. デジタル推進委員等としての活動の中で知り得た個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法	上 (平成
15年法律第57号)」を始め、個人情報の取扱いに関する関係法令(条例を含む。以下同じ。)を遵守すること。	
3. 火に掲げる行為又はそれに当たるおそれのめる行為を行わないこと。 (1) 注今に遠丘する行為	
(1) 広节に建反する11荷	
□ 同意する (4)	
►(5)	
<b>*</b> ^	

プライバシーポリシーならびに同意書を確認して、(4)[同意する] にチェックを入れて、
 (5)[次へ]を押下して次の画面に進みます。

<b>新規任命の応募</b> 3 / 6		
メールアドレスを記入します		
ログイン用IDとして使用するメールアドレスを記入してくださ い。		
メールアドレス sample@example.com	<b>→</b> (6)	
確認メールを送信 戻る ◆ (7)	<u>キャンセル</u>	
	75	<b>E</b> 47/6 <b>N</b>

- 4. (6)[メールアドレス] にログイン用 ID として使用するメールアドレスを入力します。
- 5. (7)[確認メールを送信]を押下して、次の画面に進みます。



6-1. 画像のように画面が表示されたら、入力したメールアドレスの受信箱に、
「【デジタル庁】デジタル推進委員 新規応募:メールアドレスの確認」もしくは
「【デジタル庁】デジタル推進よびかけ員 新規応募:メールアドレスの確認」のタイトルで届いたメールを確認して、応募を完了するための URL を押下します。
※メールが届いてない場合は、迷惑メールフォルダを確認してください。
※メールが届いてない場合は、(8)[もう一度送信]を押下してください。
※ログイン用メールアドレスを変更したい場合は、(9)[メールアドレスを変更]を押下してください。



## 6-2. 「【デジタル庁】 デジタル推進委員 新規応募:メールアドレスの確認」メールの参考画像 応募を完了するための URL を押下します。

【デジタル庁】デジタル推進よびかけ員 新規応募:メールアドレスの研認 (外部) 受信トレイ×	隺
デジタル推進委員ポータル <no-reply-digital-ps@digital.go.jp> ☆ To 自分 ▼</no-reply-digital-ps@digital.go.jp>	,
この度はデジタル推進よびかけ員への登録をご希望いただきありがとうございます。	
デジタル推進よびかけ員の応募を完了するには、以下のURLから情報の登録をお願いいたします。	
https://digital-ps.digital.go.jp/users/confirmation?confirmation_token=N3zXVsJAjByrvUEHNxTf	
※URLの有効期間は1時間です。	
※本メールはデジタル推進委員ポータルで応募手続を行った際にご案内させていただいております。	
※本メールは送信専用のメールアドレスから送信されているため、このメッセージには返信しないようお願いいたします。	
※本メールにお心当たりのない方は、下記の連絡先までご連絡ください。	
【連絡先】	
デジタル庁デジタル推進委員サポートセンター	
support@digital-promotion-staff.jp	

6-3. 「【デジタル庁】 デジタル推進よびかけ員 新規応募:メールアドレスの確認」メールの参考画像 応募を完了するための URL を押下します。



- 7-1. (デジタル推進委員で応募する場合)
  - 1. (10)[氏名] に利用者の名前を入力します。
  - (11)[フリガナ] に(10)[氏名] のフリガナを入力します。
     ※氏名カナは、全角カタカナである必要があります。

2024	年(令	和6年 ▼	₽) 8月		$\uparrow$	$\checkmark$	
日	月	火	水	木	金	±	
28	29	30	31	1	2	3	
4	5	6	7	8	9	10	
11	12	13	14	15	16	17	
18	19	20	21	22	23	24	
25	26	27	28	29	30	31	
1	2	3	4	5	6	7	
削除     今日					4	⋺日	
<mark>2024</mark> /08/14							Ċ

- (12)[生年月日] に利用者の生年月日を入力します。
   ※(12)[生年月日]の入力は、数字の部分を押下した後、直接数字を入力するか、
   (13)[カレンダーマーク] を押下することで、上図のようにカレンダーが表示され、
   (12)[生年月日] を設定できます。
   ※スマートフォンで操作する場合、カレンダーでの設定のみになります。
   ※生年月日は、18歳以上の日付である必要があります。
- (14) [郵便番号] に居住所の郵便番号を入力します。
   ※郵便番号は、7 文字の数字である必要があります。
- 5. (15)[住所自動入力] を押下することで、(14)[郵便番号] を基に、(16)[住所] が自動 入力されます。
- 6. (16)[住所] に居住所の住所を入力します。
- 7. (17)[電話番号(携帯電話も可)] に利用者の連絡先を入力します。※電話番号は、11 文字以内の数字である必要があります。
- 8. (18)[団体等の名称] に所属する団体等の名称を入力します。



9-1. (PC の場合) (19) [所属を証明する書類] の[ファイルを選択する] を押下することで、 上図のように 画像を選択できるフォームが表示されます。

9-2. (PC の場合)予め準備しておいた、所属を証明する書類の画像ファイルがある場所に移動して、(20)[画像ファイル]と(21)[開く]を順番に押下することで、
(19)[所属を証明する書類]を登録します。

所属する団体等の情報	R
団体等の名称 必須	
○○団体+△△株式会社	
ご自身が在籍する「企業名」と、在籍する	企業が所属する「団
体名」 団体名は、 写真ライブラリ	に たさい。
<sup>在籍企業</sup> 写真を撮る	の団体名
ファイルを選択 <sup>所属を証</sup>	Ð
ファイルを選択 選択されていません	
社員証、会員証などの写真・画像(JPEG,	PNG, PDF)
基本スキル	
自分専用のスマートフォンを所持していま 〇 はい	すか? <mark>必須</mark>
0 uuz	

9-3. (iOS の場合) (19)[所属を証明する書類] の[ファイルを選択する] を押下することで、 上図のように表示されます。[写真ライブラリ] を押下します。

キャンセル	写真 アルバム	追加	→ (20)
Q 写真、ピーフ	プル、撮影地…	Ŷ	2
			► (21)
Ø			
	-		
オプション 選			
-			

9-4. (iOS の場合) (20)[画像ファイル] と(21)[追加] を順番に押下することで、 (19)[所属を証明する書類] を登録します。

	△株式会社	
こ目身が在籍する	「企業名」と、在和	する企業が所属する「団
体名」向方を記載し 四件なは「幕体更な	こてくたさい。	(ふた)回搬  マノポナい
山仲石は「 <u>野東安</u> ち		ゆう記載してくたさい。
を記載してください		
	0	
所属を証明する書類	必須	
(		
and distant and the same lines	The second se	
ファイルを選択	選択されていませ	th
ファイルを選択 社員証、会員証など	選択されていませ の写真・画像(JF	PEG, PNG, PDF)
ファイルを選択 社員証、会員証など	選択されていませ Cの写真・画像(JR	tん PEG, PNG, PDF)
ファイルを選択 社員証、会員証など	選択されていませ Cの写真・画像(JI ―	t &
ファイルを選択 社員証、会員証など 操作の選択	」選択されていませ この写真・画像(JI ―	₽EG, PNG, PDF)
ファイルを選択 社員証、会員証など 操作の選択 <u>個人用</u>	」選択されていませ Cの写真・画像(Ji 一	tん PEG, PNG, PDF) 仕事用
ファイルを選択 社員証、会員証など 操作の選択 個人用	」選択されていませ Cの写真・画像(Ji ―	tん PEG, PNG, PDF) 仕事用
ファイルを選択 社員証、会員証など 操作の選択 個人用	」選択されていませ Cの写真・画像(JJ	tん PEG, PNG, PDF) 仕事用
ファイルを選択 社員証、会員証など 操作の選択 <u>個人用</u>	」選択されていませ Cの写真・画像(JJ ー	t & PEG, PNG, PDF) 仕事用

9-5. (アンドロイドの場合) (19)[所属を証明する書類] の[ファイルを選択する] を押下する ことで、上図のように表示されます。[メディアの選択] を押下します。



9-6. (20) [画像ファイル] を押下することで、(19) [所属を証明する書類] を登録します。

10. (22)[実績]を選択します。

実績		
実績 必須		
● デジタル庁が指定する動画を視聴した		
○ 国の事業等に参画し活動実績がある		
	1	<i>.</i>
視聴を完了した日付 必須		► (23)
年 /月/日		→ (24)
その他、特記事項やスキルなど		
	-	→ (25)
	li	

- 11. (22)[実績] で[デジタル庁が指定する動画を視聴した] を選択した場合、 上図のように表示されます。
- 12. (23)[視聴を完了した日付] を入力します。
  ※(23)[視聴を完了した日付] の入力は、数字の部分を押下した後、直接数字を入力するか、(24)[カレンダーマーク] を押下することで、カレンダーが表示され、
  (23)[視聴を完了した日付] を設定できます。
  ※スマートフォンで操作する場合、カレンダーでの設定のみになります。
  ※(23)[視聴を完了した日付] は、過去の日付である必要があります。
- 13. (25)[その他、特記事項やスキルなど] がある場合、入力します。

実績		
実績必須		
○ デジタル庁が指定する動画を視聴した		
● 国の事業等に参画し活動実績がある		
参画した事業の名称 <u>必須</u>		
事業名称		► (26)
「 <u>募集要項 別表1</u> 」の一覧から名称を記載してください。		
参画した期間(開始) 必須		(27)
	-	(21)
		(20)
参画した期間(終了) 必須		▶ (29)
年/月/日	Ö	▶ (30)
この他 特記車頂やフセルかど	/	
		→ (31)
	li	

- (22)[実績] で[国の事業等に参画し活動実績がある] を選択した場合、
   上図のように表示されます。
- 15. (26)[参加した事業の名称]を「募集要項別表1」の一覧から参照して入力します。

16. (27)[参加した期間(開始)]を入力します。
※(27)[参加した期間(開始)]の入力は、数字の部分を押下した後、直接数字を入力 するか、(28)[カレンダーマーク]を押下することで、カレンダーが表示され、
(27)[参加した期間(開始)]を設定できます。
※スマートフォンで操作する場合、カレンダーでの設定のみになります。
※(27)[参加した期間(開始)]は、過去の日付である必要があります。 17. (29)[参加した期間(終了)]を入力します。
※(29)[参加した期間(終了)]の入力は、数字の部分を押下した後、直接数字を入力 するか、(30)[カレンダーマーク]を押下することで、カレンダーが表示され、
(29)[参加した期間(終了)]を設定できます。
※スマートフォンで操作する場合、カレンダーでの設定のみになります。
※(29)[参加した期間(終了)]は、過去の日付である必要があります。
※参加した期間が1日である場合、(29)[参加した期間(終了)]は、
(27)[参加した期間(開始)]と同じ日付で入力してください。

- 18. (31)[その他、特記事項やスキルなど] がある場合、入力します。
- 19. (32)[記入内容の確認]を押下して、次の画面に進みます。



- 7-2. (デジタル推進よびかけ員で応募する場合)
  - 1. (33)[氏名] に利用者の名前を入力します。
  - (34)[フリガナ] に(33)[氏名] のフリガナを入力します。
     ※氏名カナは、全角カタカナである必要があります。

2024	年(令	和6年 ▼	₽) 8月		$\uparrow$	$\checkmark$	
日	月	火	水	木	金	±	
28	29	30	31	1	2	3	
4	5	6	7	8	9	10	
11	12	13	14	15	16	17	
18	19	20	21	22	23	24	
25	26	27	28	29	30	31	
1	2	3	4	5	6	7	
削	余				4	⋺日	
20	<mark>24</mark> /	′08 <sub>/</sub>	/14				

- 3. (35)[生年月日] に利用者の生年月日を入力します。
  ※(35)[生年月日] の入力は、数字の部分を押下した後、直接数字を入力するか、
  (36)[カレンダーマーク] を押下することで、上図のようにカレンダーが表示され、
  (35)[生年月日] を設定できます。
  ※スマートフォンで操作する場合、カレンダーでの設定のみになります。
  ※生年月日は、18歳以上の日付である必要があります。
- (37) [郵便番号] に居住所の郵便番号を入力します。
   ※郵便番号は、7 文字の数字である必要があります。
- 5. (38)[住所自動入力] を押下することで、(37)[郵便番号] を基に、(39)[住所] が自動 入力されます。
- 6. (39)[住所] に居住所の住所を入力します。
- 7. (40)[電話番号(携帯電話も可)] に利用者の連絡先を入力します。※電話番号は、11 文字以内の数字である必要があります。
- 8. (41)[団体等の名称] に所属する団体等の名称を入力します。



- 9-1. (PC の場合) (42) [所属を証明する書類] の[ファイルを選択する] を押下することで、 上図のように画像を選択できるフォームが表示されます。
- 9-2. (PC の場合)予め準備しておいた、所属を証明する書類の画像ファイルがある場所に 移動して、(43)[画像ファイル]と(44)[開く]を順番に押下することで、
  (42)[所属を証明する書類]を登録します。

所属する団体等の情報	
団体等の名称 必須	
○○団体+△△株式会社	
ご自身が在籍する「企業名」と、在籍する	企業が所属する「団
<sup>体名」。</sup> 団体名に フローマンフロ	
在籍企業 を記載し 写真を撮る	の団体名
ファイルを選択 <sup>所属を証</sup>	B
ファイルを選択 選択されていません	
社員証、会員証などの写真・画像(JPEG, I	PNG, PDF)
基本スキル	
自分専用のスマートフォンを所持していま 〇 はい	すか? <u>必須</u>
○ いいえ	

9-3. (iOS の場合) (42)[所属を証明する書類] の[ファイルを選択する] を押下することで、 上図のように表示されます。[写真ライブラリ] を押下します。

キャンセル	写真 アルバム	追加	→ (44)
Q 写真、ピー	プル、撮影地…	Ŷ	
			►(43)
オプション <sup>選</sup>			

9-4. (iOS の場合) (43)[画像ファイル] と(44)[追加] を順番に押下することで、 (42)[所属を証明する書類] を登録します。

	∖株式会社	
ご自身が在籍する「1	企業名」と、在額で	「る企業が所属する「団
体名」両方を記載し	てください。	
団体名は「 <u>募集要項</u>	別表2」の一覧が	<b>^ら記載してください。</b>
在籍企業が複数の団体	体に所属している場	8合はいずれかの団体名
を記載してください。		
所属を証明する書類 必	5 <b>2</b>	
ファイルを選択	選択されていません	h
社員証 会員証かどの	の写直・面優(105	G PNG PDE)
TRACT ARE SC.		10,1110,1017
A second s		
操作の選択		
操作の選択 <sup>個人用</sup>		仕事用
操作の選択 <u>個人用</u>		仕事用
操作の選択 <u>個人用</u>		仕事用
操作の選択 <u>個人用</u>	6	仕事用
操作の選択 <u>個人用</u> (回)	0	
	<b>ت</b> جر	仕事用 レート メディアの選択

9-5. (アンドロイドの場合) (42)[所属を証明する書類] の[ファイルを選択する] を押下する ことで、上図のように表示されます。[メディアの選択] を押下します。



9-6. (43)[画像ファイル]を押下することで、(42)[所属を証明する書類]を登録します。

- 10. (45)[基本スキル]の[自分専用のスマートフォンを所持していますか?]と、 [誰かにサポートされずにできることを選んでください。]のチェックボックスにチェックを入れます。
- 11. (46)[記入内容の確認]を押下して、次の画面に進みます。



8-1. (デジタル推進委員で応募する場合) (47)の内容を確認して、間違いがない場合は、(48)[応 募] を、修正したい場合は、(49)[修正] を押下して、次の画面に進みます。



8-2. (デジタル推進よびかけ員で応募する場合) (50)の内容を確認して、間違いがない場合は、 (51)[応募] を、修正したい場合は、(52)[修正] を押下して、次の画面に進みます。

新規任命の応募 審査中です
デジタル推進よびかけ員任命の応募を受け付けました。 審査が集中している場合などは、1か月~2か月程度お時間を いただく場合があります。 結果通知はログインID用のメールアドレスに送信されます。
トップページへ
► (53)

9-1. 画像のように画面が表示されたら、入力したメールアドレスの受信箱に 「【デジタル庁】デジタル推進委員 新規応募:受付完了のお知らせ」もしくは 「【デジタル庁】デジタル推進よびかけ員 新規応募:受付完了のお知らせ」というタイトルで 受付完了をお知らせするメールが届きますので確認してください。 審査が終わるまでポータルでの申請手続きは一時中断となります。

審査に対する結果通知は入力したメールアドレスの受信箱に

「【デジタル庁】 デジタル推進委員 審査結果:任命のお知らせ」もしくは

「【デジタル庁】デジタル推進よびかけ員 審査結果:任命のお知らせ」というタイトルで届きますの で確認してください。

※メールが届いていない場合は、迷惑メールフォルダを確認してください。

(53)[トップページへ]を押下することで、ログイン画面に戻ることができます。



#### 9-2. 「【デジタル庁】 デジタル推進委員 新規応募:受付完了のお知らせ」メールの参考画像



9-3. 「【デジタル庁】 デジタル推進委員 審査結果:任命のお知らせ」メールの参考画像 パスワードを設定するための URL を押下します。



#### 9-4. 「【デジタル庁】 デジタル推進よびかけ員 新規応募: 受付完了のお知らせ」メールの参考画像

	【デジタル庁】デジタル推進よびかけ員 審査結果:任命のお知らせ 🕬 🕬 🕬
•	デジタル推進委員ポータル <no-reply-digital-ps@digital.go.jp> To 自分 ▼</no-reply-digital-ps@digital.go.jp>
	この度はデジタル推進よびかけ員にご応募いただきありがとうございます。
	審査の結果、デジタル推進よびかけ員に任命されたことをご連絡します。
	下記のURLからデジタル推進委員ポータル「マイページ」のパスワードを設定してください。
	https://digital-ps.digital.go.jp/account/password/new?token=zKjjTH7fahiv8T9U-J1m&ct=2javVs3cmg160OQhmGXFCfo4PJ0iUYSBqG04VPEqO94
	※URLの有効期間は7日間です。有効期間が過ぎますとアクセスできませんので期間内にパスワードを設定してください。
	※登録いただいた情報は「マイページ」から確認・変更することができます。
	※パスワード設定後の「マイページ」のログインは、デジタル推進委員ポータルの入り口からログインできます。
	https://digital-ps.digital.go.jp/
	※任命状は「マイページ」からダウンロードすることができます。
	※オープンバッジに関するメールは別途送付いたします。
	※本メールは送信専用のメールアドレスから送信されているため、このメッセージには返信しないようお願いいたします。
	※本メールにお心当たりのない方は、下記の連絡先までご連絡ください。
	【連絡先】
	デジタル庁デジタル推進委員サポートセンター
	support@digital-promotion-staff.jp

9-5. 「【デジタル庁】 デジタル推進よびかけ員 審査結果: 任命のお知らせ」メールの参考画像 パスワードを設定するための URL を押下します。

パスワード登録
パスワードを登録します
メールアドレス(変更不可)
新しいパスワード 必須 (54) (55) ※6英大文字・小文字 数字 記号をそれぞれ最低1文字ず
中国文大大学 5人学 5人学 6月 2010年10日 1001日 1001010000000
新しいパスワード(確認) 必須 ● (56) ● (57) ● (58)
設定してマイページへ

- [パスワード設定ページへ移動する]を押下すると、画像のように画面が表示されます。
   (54)と(56)のパスワード入力欄に同じパスワードを入力します。
   ※入力したバスワードを確認したい方は、(55)と(57)の[目のアイコン]を押下してください。
- 11. (58)[設定してマイページへ]を押下して、次の画面に進みます。 ※(54)と(56)にのパスワードが異なる場合、エラーメッセージが表示されます

デジタル推進委員	
マイページ	
本登録完了	
マジタルペ デジタル構造 よびかけ良	
任命状(PDF)を表示する	
<b>^</b> プロフィール	>
■ 活動状況一覧	>
印 お知らせ	>
▶ ご意見ボックス	>
プライバシーポリシー	
同意書	
ログアウト	

12. 画像のように画面が表示されたら、新規任命の応募(会員登録)が正常に完了したことになります。

## パスワードを忘れた場合

※以下の画像以外の画面が表示された場合は、最初からやり直してください。

※スマートフォンで操作する場合、画像と異なる場合があります。

<sup>デジタル庁</sup> <sup>Digital Agency</sup> デジタル 推進委員
ID
パスワード
<u>パスワードを忘れた</u> (1)
<b>ログイン</b> または 新規任命の応募

1. (1)[パスワードを忘れた]を押下して、次の画面に進みます。

パスワード再設定	
スールアトレスを記入しま 9 パスワードをリセットしたいログイン用IDのメールアドレス 記入してください	スを
メールアドレス 必須 sample@example.com	(2)
送信 (3)	<u>キャンセル</u>
	7547(210

- 2. (2)のメールアドレス入力欄に、アカウント作成時に登録したメールアドレスを入力します。
- 3. (3)[送信] を押下して、次の画面に進みます。

	<sup>デジタル庁</sup> <sup>Digita Agency</sup> デジタル 推進委員
パスワー	ドの再設定について数分以内にメールでご連絡いたします。
ID san	iple@example.com
パスワー	. ۲
	<u>パスワードを忘れた</u>
ログイン	または 新規任命の応募

4-1. 画像のように画面が表示されると、パスワードを再設定するための準備が正常に完了したことになります。

入力したメールアドレスの受信箱に

「【デジタル庁】 デジタル推進委員ポータル:パスワード再設定のお知らせ」のタイトルで届いたメールを 開いて、パスワードを再設定するための URL を押下します。

※メールが届いていない場合は、迷惑メールフォルダを確認してください。

※メールの内容は、デジタル推進委員と、デジタル推進よびかけ員で異なります。



#### 4-2. (デジタル推進委員の場合)

「【デジタル庁】デジタル推進委員ポータル:パスワード再設定のお知らせ」メールの参考画像 パスワードを再設定するための URL を押下します。



#### 4-3. (デジタル推進よびかけ員の場合)

「【デジタル庁】デジタル推進委員ポータル:パスワード再設定のお知らせ」メールの参考画像 パスワードを再設定するための URL を押下します。

パスワード再設定			
パスワードを再設定します			
メールアドレス(変更不可)			
.com			
新しいパスワード 必須 → (4)			
半角英大文字・小文字、数字、記号をそれぞれ最低1文字ず つ、10文字以上 使用できる記号: #?!@\$%^&*-			
新しいパスワード(確認) 必須 (6) ● (7)			
を 変更を保存			

- 5. 画像のように画面が表示されたら、(4)と(6)のパスワード入力欄に同じパスワードを入力します。
   ※入力したバスワードを確認したい方は、(5)と(7)の[目のアイコン]を押下してください。
- 6. (8)[変更を保存]を押下して、次の画面に進みます。
   ※(4)と(6)のパスワードが異なる場合、エラーメッセージが表示されます。

<sup>デジタル推進委員</sup> マイページ	
パスワードが正しく変更され	れました。
マンジルボ デンジル構直 よびかけ見	
任命状(PDF)を表示	する
プロフィール	>
■ 活動状況一覧	>
<b>仰</b> お知らせ	>
▶ ご意見ボックス	>
<u>プライバシーポリシ</u>	<u>/-</u>
同意書	
ログアウト	

6. 画像のように画面が表示されたら、パスワードが正常に変更されたことになります。

## アカウントがロックされた場合

※以下の画像以外の画面が表示された場合は、最初からやり直してください。

※スマートフォンで操作する場合、画像と異なる場合があります。

	<sup>デジタル庁</sup> <sup>19</sup> 1944 - 1947 デジタル 推進委員		
	アカウントはロックさ しばらく時間が経ってから再度に もしくはアカウントロック解除メー パスワードを忘れた場合は「パスワードを忘	れています。 グインしてください。 しから解除してください。 れた」から再度設定してください。	
	sample@example.com		
	パスワード		
	<u>パスワードを</u> お	nt.	
ログイン	または		新規任命の応募

パスワードが5回間違った場合、上図のようなメッセージと共に、アカウントがロックされ、一定時間ログインができなくなる場合があります。アカウントロックを解除する方法には3つの方法があります。

- 1. しばらく時間がたってから、再度ログインをする。
- 2. パスワードを再設定する。

・詳しい手順は、「パスワードを忘れた場合」目次を参照してください。

- 3. アカウントロック解除メールから解除する。
  - ・下記の手順に従ってください。



1. 「【デジタル庁】デジタル推進委員ポータル:アカウントロックのお知らせ」メールの参考画像

アカウントがロックされた場合、ログイン用メールアドレスに上図のようなメールが届きます。

アカウントロックを解除するための URL を押下します。

※メールが届いていない場合は、迷惑メールフォルダを確認してください。

<sup>デジタル</sup> ? <sup>マジタル</sup> 推進委員
アカウントをロック解除しました。
sample@example.com
バスワードを忘れた
<b>ログイン</b> または 新規任命の応募

2. 画像のように画面が表示されたら、アカウントロックが正常に解除されたことになります。



(1) 任命状 (PDF) を表示する: 押下することで、任命状を PDF 形式でダウンロードすることができます。

(2) プロフィール:押下することで、アカウント情報を確認、変更できるプロフィール画面に遷移します。

(3) 活動状況一覧:押下することで、登録した活動状況の確認、新規の活動状況が登録できる活動状況一覧画面に遷移します。

(4) お知らせ:押下することで、デジタル庁からのお知らせを確認できる画面に遷移します。

(5) ご意見ボックス: 押下することで、デジタル推進委員の取組に対するご意見を送信できる画面に遷移します。

(6) プライバシーポリシー:押下することで、アカウント作成時に確認したプライバシーポリシーを確認できます。

- (7) 同意書:押下することで、アカウント作成時に同意した同意書を確認できます。
- (8) ログアウト:押下することで、ログアウト処理を行うことができます。

プロフィール画面

デジタル推進委員 マイページ		
プロフィール		
登録内容を変更できます。必要な情報を入力してください。		
氏名・生年月日		
氏名 必須		
デジタル太郎		
フリガナ 必須		
デジタルタロウ		
全角カナ		
生年月日 必須		
年/月/日		
居住所・連絡先		
郵便番号 必須		
1020094 (住所自動入力)		
住所必須		
東京都千代田区紀尾井町1番3		
電話番号(携帯電話も可) 必須		
0312345678		
所属する団体		
団体等の名称 必須		
ご自身が在籍する「企業名」と、在籍する企業が所属する「団体 名」両方を記載してください。		
団体名は「募集要項 別表2」の一覧から記載してください。		
在籍企業が複数の団体に所属している場合はいずれかの団体名を 記載してください。		
ロクインID		
メールアドレス 必須		
(メールアドレスを変更する)	→ (1)	
変更を保存	→ (2)	
変更しない	(3)	

プロフィール画面では、アカウント作成時に登録した情報を確認、変更ができます。

(1) メールアドレスを変更する:押下することで、ログイン用メールアドレスを変更する手続きに進みます。

(2) 変更を保存:押下することで、登録内容を保存して、マイページに戻ります。

(3) 変更しない: 押下することで、登録内容を変更せずに、マイページに戻ります。

### 登録内容の変更手順

※以下の画像以外の画面が表示された場合は、最初からやり直してください。 ※スマートフォンで操作する場合、画像と異なる場合があります。

テジタル推進委員 マイページ	
プロフィール	
登録内容を変更できます。必要な情報を入力してください。	
氏名・生年月日	
氏名 必須	
デジタル太郎	
フリガナ 必須	
デジタルタロウ	
全角カナ	
生年月日 必須 年 (日 (日 ) 日   日   日   日   日   日   日   日   日	
<u></u> <i> </i>	
民住所・連絡生	
1日 エバー 生 作りし 朝便器会 必須	→ (1)
1020094 住所自動入力	
(注)(注)(注)(注)(注)(注)(注)(注)(注)(注)(注)(注)(注)(	
東京都千代田区紀尾井町1番3	
金浜番号(棋帯電話も可) 必須	
0312345678	
所属する団体	
団体等の名称 必須	
○○団体+△△株式会社	
ご自身が在籍する「企業名」と、在籍する企業が所属する「団体 名」 両方を記載してください。	
団体名は「 <u>募集要項」別表2</u> 」の一覧から記載してください。	
在籍企業が複数の団体に所属している場合はいずれかの団体名を 記載してください。	
ログインID	
メールアドレス 必須	
メールアドレスを変更する	
変更を保存	→ (2)
変更しない	

- 1. (1)の登録内容を確認して、変更したい内容を入力します。
- 2. 入力が終わったら、(2)[変更を保存]を押下して、次の画面に進みます。

デジタル推進委員 マ	イページ	
マイペーシ	ÿ	,
登録	青報を更新しました	
<sup>テリタル7</sup> デジクル 推進委員		
任命状	t (PDF) を表示する	
プロフィール	>	
活動状況一覧	>	
印 お知らせ	>	
▶ ご意見ボックス	>	
<u></u>	イバシーポリシー	
	同意書	
	ログアウト	

3. 画像のように画面が表示されたら、登録内容の変更が正常に行われたことになります。

## ログイン用メールアドレスの変更手順

※以下の画像以外の画面が表示された場合は、最初からやり直してください。 ※スマートフォンで操作する場合、画像と異なる場合があります。

テジタル推進委員 マイページ
プロフィール
登録内容を変更できます。必要な情報を入力してください。
氏名・生年月日
氏名 必須
デジタル太郎
フリガナ 必須
デジタルタロウ
全角カナ
生年月日 必須
年/月/日
居住所・連絡先
郵便番号 必須
1020094 (住所自動入力)
住所 必須
東京都千代田区紀尾井町1番3
<ul> <li></li></ul>
0312345678
所属する団体
団体等の名称 必須
○○団体+△△株式会社
ご自身が在籍する「企業名」と、在籍する企業が所属する「団体
名」両方を記載してください。 団体名は「募集要項 別表2」の一階から記載してください。
在籍企業が複数の団体に所属している場合はいずれかの団体名を
記載してください。
ログインID
メールアドレス 必須
(メールアドレスを変更する) → (1)
変更を保存
変更しない

1. プロフィール画面の(1)[メールアドレスを変更する]を押下して、次の画面に進みます。



- 2. (2)メールアドレス欄に変更後のメールアドレスを入力します。
- (3)現在のパスワード欄に現在のパスワードを入力します。
   ※入力したパスワードを確認したい方は、(4)[目のアイコン]を押下してください。
- 4. (2)と(3)の記入を終えたら(5)[送信]を押下して、次の画面に進みます。

デジタル推進委員 <b>マイページ</b> 低なのアドレスにメールが送催 メールアドレス確認後にメールアドレ	されました。 スが変更になります。
<ul> <li><sup>↑</sup> プロフィール</li> </ul>	>
活動状況一覧	>
中 お知らせ	>
▶ ご意見ボックス	>
<u>プライバシーポリ:</u> <u>同意書</u>	<u>/-</u>
ログアウト	

5-1. 画像のように画面が表示されたら、2. で入力したメールアドレスの受信箱を確認して、
タイトルが「【デジタル庁】デジタル推進委員ポータル:メールアドレスの変更について」で届いた
メールを開いて、メールアドレスを変更するための URL を押下します。
※メールが届いていない場合は、迷惑メールフォルダを確認してください。
※ログアウトやデジタル推進委員ポータルを閉じた場合、メールアドレスを変更するための URL を押下しても、メールアドレスが変更されないため、ログイン状態を維持してください。



5-2. 「【デジタル庁】デジタル推進委員ポータル:メールアドレスの変更について」メールの参考画像 メールアドレスを変更するための URL を押下します。

※メールが届いていない場合は、迷惑メールフォルダを確認してください。

※ログアウト状態である場合、再度ログインをしてから、URLを押下してください。

※デジタル推進委員ポータルを閉じた場合、再度ポータルを開いてから、URLを押下してください。

デジタル推進委員 マイページ メールアドレスの変更が完了	てしました。
デジタル版書 よびかけ資 任命状(PDF)を表示	⊼र≢ठ
	>
<b>上</b> 活動状況一覧	>
伊 お知らせ	>
▶ ご意見ボックス	>
<u>プライバシーポリ</u> <u>同意書</u>	<u>シー</u>
ログアウト	

6. 画像のように画面が表示されたら、メールアドレスが正常に変更されたことになります。

### 活動状況一覧画面

Г

※以下の画像以外の画面が表示された場合は、最初からやり直してください。

その他	
服告日:2024年 月 日	
山町口・2024年 月 日	

活動状況一覧画面では、ユーザー自身が登録した活動状況の確認や新規登録を行うことが、活動状況を新規で登録できます。

(1) 活動状況を登録する: 押下することで、活動状況を新規で登録することができます。

(2) 活動状況:押下することで、活動状況の詳細を確認できます。

(3) マイページへ戻る: 押下することで、マイページ画面に遷移できます。

### 活動状況の新規登録手順

※以下の画像以外の画面が表示された場合は、最初からやり直してください。 ※スマートフォンで操作する場合、画像と異なる場合があります。

活動状況を登録する	
その他	
報告日:2024年 月 日 活動日:2024年 月 日	

1. 活動状況一覧画面の(1)[活動状況を登録する]を押下して、次の画面に進みます。



- 2. (2)[活動種別] の[選択してください] を押下して、[講習会]、[相談会]、[その他] から選択しま す。
- (3)[内容]の[選択してください]を押下して、[マイナンバーカード・マイナポータルについて]、[各地で実装されているデジタルサービスについて]、[デジタル機器・サービスの利用方法について]、[その他]から選択します。

活動E	活動日必須							
年	/月	]/E	3					
2024	年(令	和6年 ▼	≅) 8月		$\uparrow$	$\downarrow$	る場合) 任意	
B	月	火	水	木	金	±		
28	29	30	31	1	2	3		
4	5	6	7	8	9	10		
11	12	13	14	15	16	17		
18	19	20	21	22	23	24		
25	26	27	28	29	30	31		
1	2	3	4	5	6	7		
削	余				4	>日		

4. (4)[活動日] に活動を行った日付を入力します。
※(4)[活動日] の入力は、数字の部分を押下した後、直接数字を入力するか、
(5)[カレンダーマーク] を押下することで、上図のようにカレンダーが表示され、(4)[活動日] を設定できます。
※スマートフォンで操作する場合、カレンダーでの設定のみになります。
※活動日は、作成日を含めた過去の日付である必要があります。

活動終了日 (活動が数日間にわたる場合) 任意								
年/月/日							<b></b>	
2024	年(令	和6年 ▼	『) 8月		$\uparrow$	$\downarrow$		
	月	火	水	木	金	±		
28	29	30	31	1	2	3		
4	5	6	7	8	9	10		
11	12	13	14	15	16	17		
18	19	20	21	22	23	24		
25	26	27	28	29	30	31		
1	2	3	4	5	6	7		
削降	余				4	⋺日		

- 活動が数日間にわたる場合、(6)[活動終了日]に活動が終了した日付を入力します。
   ※(6)[活動終了日]の入力は、数字の部分を押下した後、直接数字を入力するか、
   (7)[カレンダーマーク]を押下することで、上図のようにカレンダーが表示され、(6)[活動終了日] を設定できます。
   ※スマートフォンで操作する場合、カレンダーでの設定のみになります。
   ※活動終了日は、作成日を含めた過去の日付である必要があります。
- 6. (8)[活動場所] に活動を行った場所を入力します。
- 7. (9)[受講者数] に活動を受講した人数を入力します。
- 8. (10) [講師人数] に活動の講師の人数を入力します。
- 9. (11)[活動内容] に活動の内容を入力します。
- 10. (12) [活動において工夫した点] を入力します。
- 11. (13)[受講者からの声] を入力します。



- 12-1. (PC の場合) (14) [添付ファイル] の[ファイルを選択する] を押下することで、上図のように 画像を選択できるフォームが表示されます。
- 12-2. (PC の場合)予め準備しておいた、所属を証明する書類の画像ファイルがある場所に
   移動して、(15)[画像ファイル]と(16)[開く]を順番に押下することで、(14)[添付ファイル]
   を登録します。



12-3. (iOS の場合) (14) [添付ファイル] の[ファイルを選択する] を押下することで、 上図のように表示されます。[写真ライブラリ] を押下します。



12-4. (iOS の場合) (15)[画像ファイル] と(16)[開く] を順番に押下することで、
 (14)[添付ファイル] を登録します。



12-5. (アンドロイドの場合) (14) [添付ファイル] の[ファイルを選択する] を押下することで、 上図のように表示されます。[メディアの選択] を押下します。



12-6. (アンドロイドの場合)(15)[画像ファイル] を押下することで、(14)[添付ファイル] を登録しま す。

13. (17)[同意文] を確認して、チェックボックスにチェックを入れます。

14. (18)[入力内容を確認する]を押下して次の画面に進みます。

デジタル推准委員 マイページ	
兴动温柔、1、2	
沾 <b>虭</b> 仈斻豆 <b>鯄</b> 唯認	
1 入力 確認 完了	
以下の内容で登録します。よろしいですか?	
活動種別	]
その他	
内容 その他	
活動日 2024年	
活動終了日 未入力	
活動場所 未入力	
受調者数 0人	
講師人数 0人	
活動內容 a	
活動において工夫した点 <b>未入力</b>	
受講者からの声 <b>未入力</b>	
添付ファイル 選択なし	→(19)
この内容で登録する	<b>→</b> (20)
入力内容を修正する	→ (21)

15. (19)の入力内容に間違いがなかったら、(20)[この内容で登録する] を押下して次の画面に 進みます。内容を修正したい場合は、(21)[入力内容を修正する] を押下します。



(22)[活動状況一覧に戻る]を押下することで、活動状況一覧画面に戻ることができます。

### お知らせ画面

<sup>デジタル推進委員 マイページ</sup> お知らせ	
2024年 月 日	<b>→</b> (1)
<u>マイページへ戻る</u>	<b>→</b> (2)

お知らせ画面では、デジタル庁からのお知らせ等を確認することができます。

- (1) お知らせ:押下することで、お知らせの内容を確認することができます。
- (2) マイページへ戻る: 押下することで、マイページ画面に遷移できます。

#### ご意見ボックス画面



ご意見ボックス画面では、機能改善のご希望、デジタル推進委員の取組に関するご意見、日々の活動の中で感じていらっしゃる課題等を送信することができます。

- (1) ご意見の種別:押下することで、[デジタル推進委員の活動について]、[デジタル推進委員ポータ ルについて]、[その他]の中から種別を選択できます。
- (2) ご意見:ご意見の詳細を入力することができます。
- (3) 確認画面へ:押下することで、入力したご意見の内容を確認することができます。
- (4) マイページへ戻る: 押下することで、マイページ画面に遷移できます。

## ご意見ボックスの利用手順

※画像の画面以外の画面が表示された場合は、最初からやり直してください。 ※スマートフォンで操作する場合、画像と異なる場合があります。



- (1)[ご意見の種別]の[選択してください]を押下して、[デジタル推進委員の活動について]、[デジタル推進委員ポータルについて]、[その他]からご意見の種別を選択します。
- 2. (2)[ご意見(自由記述)]にご意見の詳細を入力します。
- 3. (1)と(2)を終えたら、(3)[確認画面へ]を押下して次の画面に進みます。



(4)の入力内容に間違いがない場合は、(5)[送信]を押下して次の画面に進みます。
 内容を修正したい場合は、(6)[修正]を押下してください。



 5. 画像のように画面が表示されたら、ご意見が正常に送信されたことになります。
 (7)[マイページへ戻る]を押下することで、マイページ画面に戻ることができます。